

令和4年9月市議会総務委員会資料

第103号議案

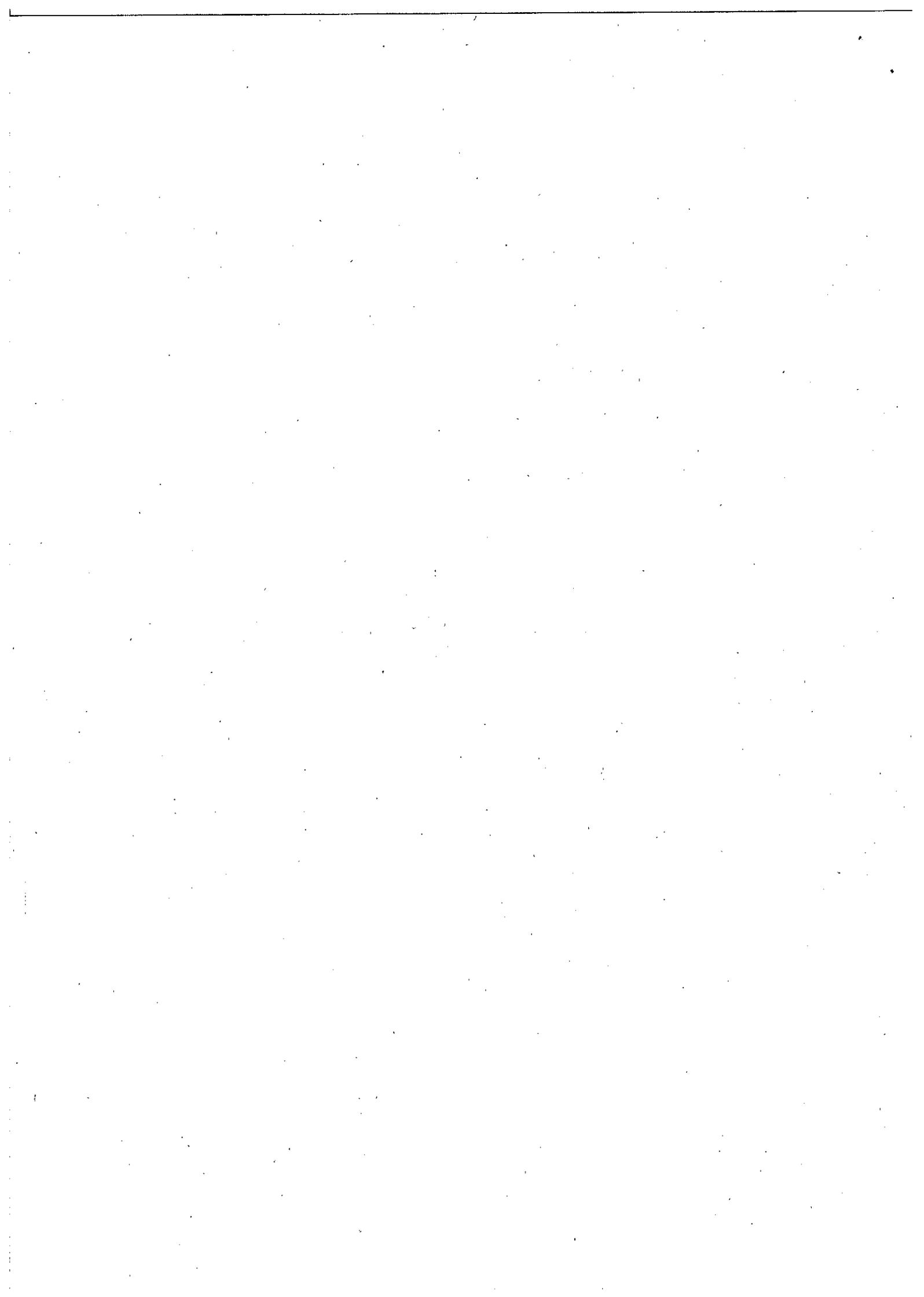
長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1～3 ページ
条例の新旧対照表	4～10 ページ

総 務 部

令和4年9月



長崎市職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

1 改正の理由

本市の職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員における措置等を勘案し、「会計年度任用職員の子の出産後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和」、「会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」等の措置を講じたい。

また、地方公務員法の改正に伴い、本市においても関係条例を改正し、職員の定年を引き上げる制度を導入することを踏まえ、国家公務員に準じて、育児休業等の取得対象となる職員の範囲を見直したい。

2 育児休業制度について

(1) 育児休業制度の概要

区分	育児休業
制度概要	常勤職員：3歳に達するまでの子を養育するために、休業できる制度 会計年度任用職員：1歳に達するまでの子を養育するために、休業できる制度 (※最長2歳まで延長できる場合がある)
給与	・休業期間は無給 ・期末手当の算定に係る期間から育児休業期間の1/2の期間を除算。 ・勤勉手当の算定に係る期間から育児休業期間を除算

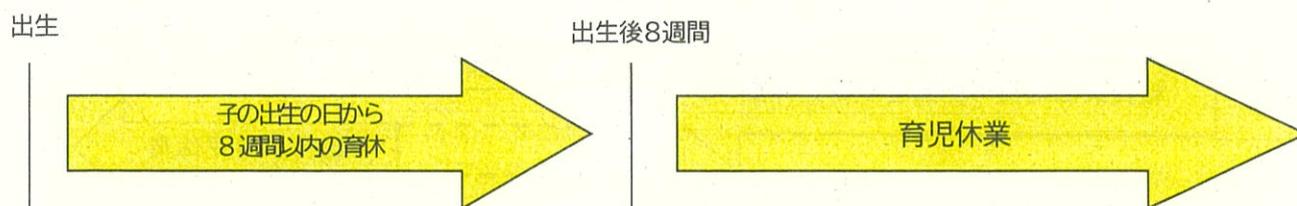
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正事項（令和4年10月1日施行）

ア 育児休業（子の出生から8週間を過ぎてからのもの）の取得回数を緩和する。（現行：原則1回⇒改正後：原則2回）

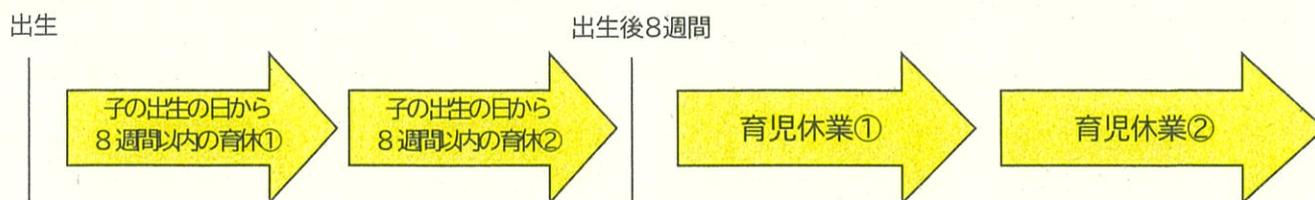
イ アに加え、子の出生の日から8週間以内に2回まで取得可能とする。（現行：1回⇒改正後：2回）

<イメージ>

【現行】子の出生の日から8週間以内の育児休業1回、8週間を過ぎてからの育児休業1回 計2回



【改正後】子の出生の日から8週間以内の育児休業2回、8週間を過ぎてからの育児休業2回 計4回



3 条例改正の内容①（育児休業の取得の緩和、柔軟化に係る措置）

(1) 会計年度任用職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和

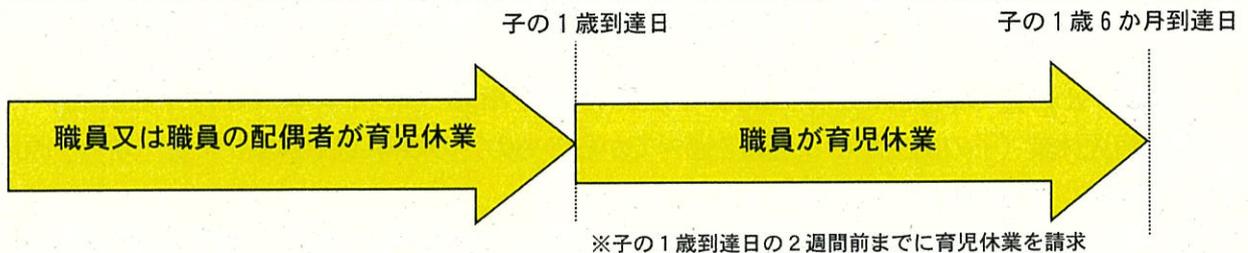
改正前	改正後
<p>【取得要件】</p> <p>(1) 子が 1 歳 6 か月に達する日までに、任期（更新の場合は、更新後の任期）が満了すること及び同一任命権者に採用されないことが明らかでないこと</p> <p>(2) 所定の勤務日以上であること ・週の勤務日が 3 日以上又は年の勤務日が 121 日以上</p>	<p>【出生後 8 週間以内の取得要件】</p> <p>(1) <u>子の誕生日から起算して 5 7 日間（8 週間）と 6 月を経過する日までに、その任期が満了すること及び同一任命権者に採用されないことが明らかでないこと</u></p>

(2) 会計年度任用職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

子が 1 歳以降の一定の場合に取得することができる会計年度任用職員の育児休業について、夫婦交替での取得を可能とするよう柔軟化する。

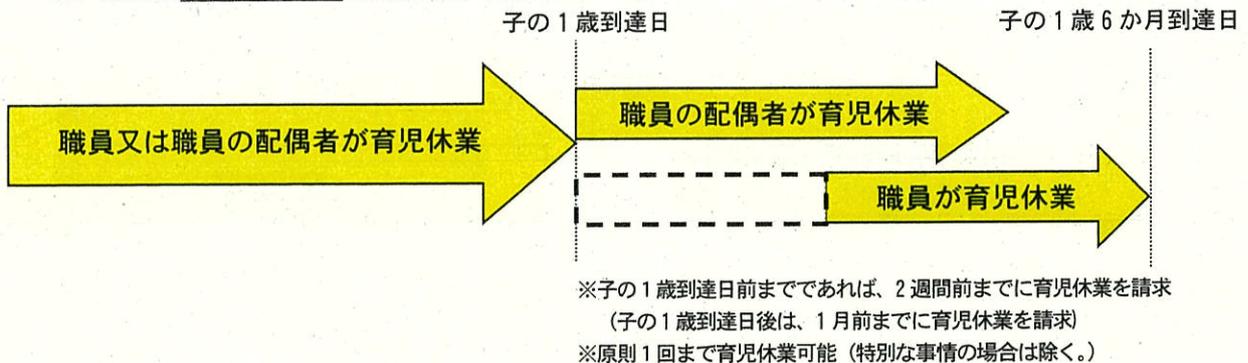
【例 現行】

職員は子の 1 歳到達日の翌日を初日とする育児休業のみ可能



【例 改正後】

職員の配偶者が子の 1 歳到達日の翌日以降、育児休業をする場合にあっては、職員は子の 1 歳到達日の翌日以降であっても、配偶者の育児休業期間の末日とされた日の翌日以前の日を初日として、柔軟に夫婦交替して育児休業が可能



(3) その他

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の措置について、国家公務員における取扱いに準じて整備する。

ア 育児休業の取得回数制限が緩和され、特別の事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、従来その特別の事情とされていた育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業の取得制度を削除。

イ 会計年度任用職員はその任期を更新された場合、特別な事情にあたるものとして引き続き再度の育児休業をすることができる。この他の任期を定めて採用された職員にも同様の取扱いを行う。

4 条例改正の内容②（定年の引上げに伴う措置）

第102号議案「長崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の改正に伴う整備

(1) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢）の特例措置の際の育児休業等

原則60歳で管理監督職から降任する「役職定年制」の特例措置の対象となる職員については、知識技能等の特殊性から対象となる間、育児休業、育児短時間勤務をすることができない旨を規定する。

(2) その他

定年前再任用短時間勤務職員の導入等に伴う所要の整備を行う。

5 施行日

- 3（育児休業の取得の緩和、柔軟化に係る措置）の改正の内容・・・令和4年10月1日
- 4（定年の引上げに伴う措置）の改正の内容・・・・・・・・・・令和5年 4月1日

長崎市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月31日長崎市条例第2号)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当</u></p>	<p>○長崎市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月31日長崎市条例第2号)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 長崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎市条例第37号)第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>	<p><u>当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この (ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p>ウ <u>第2条の4に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>エ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当</p>	<p>[削除]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも</p>

現 行	改 正 案
<p>該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>[新設]</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳</p>	<p>該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1</p>

現 行	改 正 案
<p>到達日（当該非常勤職員が<u>する</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が<u>する</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ [略] [新設]</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>歳到達日（当該非常勤職員が<u>前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が<u>同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）と</u>する。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の<u>翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>	<p><u>方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>[削除]</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>[新設]</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 長崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎市条例第37号)第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

現 行

第5条第1項	略	略
第5条第2項 及び第4項	略	略
第14条第1項	略	略
第14条第4項	略	略
第14条第5項	略	略
	略	略
第18条第2項	略	略
	再任用職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) [略]
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業を言う。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第5条第2項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2~3 [略]

改 正 案

第5条第1項	略	略
第5条第2項 及び第4項	略	略
第14条第1項	略	略
第14条第4項	略	略
第14条第5項	略	略
	略	略
第18条第2項	略	略
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) [略]
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業を言う。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第5条第2項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の初め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2~3 [略]